

## 武蔵野市商店会連合会マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

制定 平成 26 年 10 月 1 日

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、武蔵野市商店会連合会（以下「商連」という。）のマスコットキャラクター着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において着ぐるみとは、商連が所有するマスコットキャラクター「ムーちゃん」の着ぐるみとする。

### (貸出申込)

第 3 条 着ぐるみの貸出を希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、あらかじめ武蔵野市商店会連合会マスコットキャラクター着ぐるみ貸出申込書（様式第 1 号）を武蔵野市商店会連合会会長（以下「商連会長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。ただし、商連の業務で使用する場合を除く。

2 同一時期に複数の貸出申込みがあったときは、原則として商店会よりの申請を優先とするが、複数の商店会からの申込みや他団体からの申込みが重なった場合は先着順とする。

### (使用承認)

第 4 条 商連会長は、前条の規定による貸出申込書の提出があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認することとする。

- (1) 営利を目的とするとき（ただし、あらかじめ商連会長の承認を受けた場合を除く）。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人または団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 商連及び商連マスコットキャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (6) 商連の業務に支障が生じるとき
- (7) 前各号に掲げる場合のほか着ぐるみの使用を不適切と認めるとき。

2 商連会長は、前号の規定に基づき貸出を承認した場合は、武蔵野市商店会連合会着ぐるみ貸出承認通知書（様式第 2 号）により貸出希望者に通知し、貸出を承認しなかった場合は、武蔵野市商店会連合会着ぐるみ貸出非承認通知書（様式第 3 号）により貸出希望者に通知することとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 前条第2項の規定により貸出承認の通知を受け、着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、着ぐるみの使用にあたって次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 商連マスコットキャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 貸出承認された用途にのみ使用し、商連会長の指示する条件に従うこと。
- (3) 譲渡及び転貸しないこと。
- (4) 使用の際に発生する運搬等の費用は、申請者が負担すること。
- (5) 使用にあたっては、汚損・破損・紛失防止のため、取扱には十分注意し、修繕・洗浄・弁償が必要となった場合には、速やかに連絡、協議のうえ、使用者の責任と費用負担により原状回復すること。
- (6) 雨天の場合は、屋外での使用は行わないこと。
- (7) 使用後は、速やかに使用時の写真などを添えた報告書(様式第5号)を提出すること。
- (8) 商標登録出願を行わないこと。

(使用料)

第6条 着ぐるみの使用料については無償とする。

(貸出期間)

第7条 着ぐるみの貸出期間は、最長7日以内とする。ただし、商連会長が認めた場合は、この限りでない。

(使用状況の報告)

第8条 使用者は、着ぐるみの使用后、使用状況について速やかに写真、ポスター、チラシ等の告知物を添えた使用報告書(様式第5号)を商連会長に提出すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 商連会長は、着ぐるみの使用が、この要綱及び貸出承認の内容に違反していると認めるときは、当該着ぐるみの貸出承認を取消することができる。

2 前項の承認の取消しは、武蔵野市商店会連合会着ぐるみ貸出承認取消通知書(様式第4号)より通知する。

3 商連は、承認を取消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、商連会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。